

令和4年4月27日

森林土木工事および調査・測量・設計の一般管理費等の算定について

1. 令和4年4月1日以降の入札から、一般管理費等の算定を下記のとおり改正します。

前払金支出割合が35%を超え40%以下の割合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注1) 一般管理費等率算 定式により算出された率	9.74%

(注) 1. 一般管理費等率算定式

$$GP = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 令和4年4月1日以降の入札公告から、森林土木工事の低入札調査の基準額について、下記のとおり改正します。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額